近来風体

所謂連歌のゝ、とゝのいはじめ、延文年中の頃
仕とえうる事なり。秘蔵抄にはこれ迄
の事は多年此数寄つゝまわて世の人しれり
ぬや。流行のこゝいまゝてたちつゝけるなり
えたりしを不二傳ゝ実加りしやうに代の動転より
寄数なりしまゝに入て御ゝ人然らしの集をあ
りはして行所をうしなひまわりしと元人の説
ゝいふを和漢しるしたる事の眉目

静嘉堂文庫

とも存ずる事也貞和の比より毎月三度宿次
百首を為て大納言の所に判をもとめ侍
なり其時の會衆は皆名誉の人々也
也家の人しいて為恵卿を請て
はべりしに侍也頃の変運無窮にて
存ずる也所詮名誉の人々
入る所なしと侍也頃変無三人行
もの一日ごとに侍也頃は出家しまと
なりて出家しまと云ふ事
らく面白の感也慶運いまだ

ひの心物まねしてたゞ古詠をまねこそ
なれ平生多くは大納言
事かは変運をほめられき無ぬ世なりて
たゞおろかなる人也ねをまんまれし
人の口まねをいふ方なれば
代わるべき世の頃しかるべきほうこそ非諧
の神をまねる人
也名誉方しかるべきはいかにもくるしく
仕しやつ貞藁師寺にて方こみのかも
侍しに所行して侍名誉

作りかゆかの祝月ちうえせうのとしゆりのとしえ
ことに絵しの書合作也家の人くの事い人の
ごとくしたりしたりしし世の人口いかるに
てこそ事もなれ古人の作いかゝ大仰い
者くうそ宮みくいかるくと云事にはるとそ
しみしくこそ方し出来しうるや
云事れ作をれの作のうゝやいのうるん
世方い頃をし筋及らしほうう元ゝ下俗抜
みわしとも也方のていい生活しのりの活い
なりしうる由このの人とはりるやしれる
所をもしく作やうしく師古狩し長ゆるやう
ゝりゆう
云事ゝやりの家流のるるそ作のるるの世ゝうゝ
我家流のるなるそ元仏の乱のはしみて人の
口をしれ若巻せるれ作さ為ゝて世の作
絵ゝ作ゝ作ゝれの方みゝいよゝ
ゝ由逆しやゝ方をゝうゝるゝこのうれ古人みゝい
宮ゝみるゝをしられゝ滅しゝの人ゝ作作
為ゝてゝれい若別の風狩一流の流方みゝ
ゝ事作ゝ也後成ゝゝい世のゝうゝ我ゝうれれ

当代の風体は下品なりと申されしやう上手よ
物にいたりてはいかやうにもよく候はなきなり
に向ひてもされとも天性骨の人にして座さしく
おもやうれなきなく候也
忘れて恒の文によりかゝるは命なりけれ
みなれたる事は誹文当世の体よりして候なる事
先達代の仏様也なれとも風骨に性面白き事
よみそへ候てや頃何事運は是風なるやうに
仰ししなれ事といふは又ほめ申さるは付合の事合
に初学の人のうち流偏執の為無事多く
見えなるとかにこそ一くせあるにてしかしにこそ
古筆ならしいたる口伝故実の人生得の
骨の御事そこといふらくにおもしろさて当時面白
わしや其代は大略宗匠の人は不及是非
愚ことて叶御家風也とも参らさるへく
此の人くれなきれし昔物語なりいたしにも
当付仰也りかく人にしも其事をいたして候て
申しとや
一風体のこと此人く申されしはいつくしく
まゝにていかな人の詠をみ風体をやすくと

[illegible]

一須臾の間にかの[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一[illegible]
我が中[illegible]
一百首の地方又の方代[illegible]
[illegible]
[illegible]

一長き病[illegible]
一動転に後に指[illegible]
[illegible]
一突治の由にて入乃々の四百[illegible]
[illegible]
一新古今撰面白[illegible]
[illegible]
一乃夜て百[illegible]
[illegible]
一[illegible]昔の[illegible]

ゆえと頻りに申すべきこと

一方にて申さるべき分は月頻の通り四拾挺し

俗今宵言の様に諸府より諸藩は伏見保護なる

人のみゆえ風儀をさまくとしなせとの

仰これいとゝ仰人ゝ四中しいたせし申頻り

申いたし伏見にて行くべきこと

申候

一方にて言いまゝ多方をもて申せ

れ多申恩身頂戴家初の四百ゝ

申て高をもこと仰やと交の集し多負和の

方入られ仰しほとゝ夫風にて仰いこと

申多わしの分一此四百ゝ円初なりくい

申申れこ方笑来申其後四百ゝにて

大仰て今点にて待くきこしなりしの年ゝ

ゝ申

一後夫厳定敗方にて内病をもせられし

申ゝ夫方ゝ合ゝ遠原文申ゝにて無

論せしの行申病伏見原ゝ申れこ方

ゝ無風ゝ不吉申

一ゝ桐府ゝ訪ゝ方内申ゝ方申承

得しなる上ては家の嫡々相伝されしならんてそ
なき大切の此百首をすてたゝく秘蔵し
秘抄んと挙られ此は一向なるへく作
読られ侍しとや
一 発句を取事者ハいはれや鳥羽にたとへ
よりも殊に人ハとりて発句をつり給ふやその
さなくて猶しや平句を上下の句してちかひ
作者のことやこれをよもしとよ句をことに
て風情をいひ出しのしかして平句の羽おちて
こそおはりけり中ハさるへしなめとハ発句をつりこゑ
哉ゐるかの思ふにこれ其句の事にあるへ又平句此ハいと
しこわく何のさ御しこりなほ句しけり事とさるは
りとふみのうへに流にこゑ句をつりてくものゝやうなるを
されり侍るかわこにあり又発句は猶慕れしふか
新作事ハいかの統人しこせぬやこゑ句をとりて合
西遊れを所を字外とにあり又平句此ハしなりぬ人
了志らし平句をえりうてむ推る事照し
せに暑しいてはこゑ句をとらく大宝ハ松の
あわいて表つこにあり又詞いりをとりそろ句
し常のことや 然事ハ先手傾ひ句答此恩句

賞はるべき事

一源氏狩衣すがの方をいとかなりかれし作例

一平方しい城の方百ばかりをとる也

同い右人乃方をうえし動揺い後拾遺

をうえしとう後今い金美河荒る戒

新左今なりをこわくうえ

ふせ府へしり約束也迷方しい新左今

をうる也沈方しいを代の方ゑみの方を

用也

一彼軍り書方撰し二乃板乃をぬく

抜き人い三時し入うくいとたりて出

方ばさうれ入事人乃ゑさ面を堅し

又事うを面の方ゑみい面府のうをぬ

うをかなくいをへうすさのこ方をれ

をもうしをうれをこ面府のうこ先うく

れしゑみをこをこをかををなをゑり

貴うこいをうみうこ京ゑくゑうをみ仏祭事

いううしうをもをこゑみ方い骨をかをし二事

秀逸をえゑみをのふいうをうて金をゑうを

一ゆゑ度々ふく風情の所に
新風ふく月の面をわたるとまくと云
上月の五ツ三ツ五ツ
一方い間をくすぐる所也後成定卿
こ連方也間を云ふ云ふ
一やまこゝろ頭をいぶかをやしよる
丁し野人のをを野人のやちを人山の麻と
山ゆうとを也ませ念心
一せまい紙といひしてこゝろ
とをくゝしし

一方の紙ていうりゝ字
此かはる江上の上はゝ字ゝ
ゝはゝ

一紙の字をとゝいふ
ゝ字ゝ紙をしゝ
をてゝ

一方代信頭ゝ字い紙はゝ
ゝを字ゝ字ゝ字ゝ
あゝ信頭ゝ
百一百ゝ

[illegible]

一可一[illegible]とい[illegible]遠れはい[illegible]る畑
さいくてい[illegible]用れ[illegible]

一[illegible]月月[illegible]日事也とい[illegible]月前[illegible]
取れ月入れ乃月[illegible]

一海[illegible]浦ニ[illegible]前を一[illegible]
[illegible]

一早春れ頭立[illegible]
[illegible]

一親乃[illegible]て書[illegible]

[illegible]地の[illegible]
事作何[illegible]細[illegible]用事い立[illegible]

一京師い[illegible]
月[illegible]
[illegible]
[illegible]

一[illegible]乃病い同い[illegible]病と牙三[illegible]れ絶の字[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一夕合しい月の秋しを西の海に落花いとしへるを
一句に詩に詠ずれば一神しきをもすくむ
百こうす

春

かすみのそら　うすくもり　花のやどせ
ひかりそかすも　月しのぶる　霞おかぬふ
ひすう枝に　雪の高ぬは　それの高ちは
孔てすいて　えそへふふ　涼しちふく

夏

ちりそ　すしくもり　雨のしたれ

秋

咲いうそた　ゆうそ　ゆ連てやいも
うれて庵の　ゆ形こと　寒のそこれる
月やそ面の　えれう　高ちのふふ
ちれいまう

冬

うそ　こうりて出る　ひうしよりる
屋よしれ　高の月番

恋

雪のうえの　ふれて　身をまのうの

神と浪の　つると神の　ふれのこしてし
しるべなりけり　身にはかれ　わすれぬ
さのみの　ものを

新

すたれ　月と雪の　流れ　ものを
以上　流れ　月の一神　ものを　雪の
人の　ものを　みて　ものを　流れ

一制詞事

近代　禁制　禁制　詞　ものを　去
なれ　不　以　或　事　ものを　の　一向　ものを

多　ものを　一　或　其　ものを　ものを　ものを　ものを
ものを　ものを　ものを　或　又　ものを　ものを　ものを　ものを
詞　人　ものを　これ　用　也　ものを　ものを　ものを
今　而　見　ものを　ものを　ものを　ものを　ものを　ものを
ものを　ものを　ものを　文　わ　走　ものを　ものを　人
ものを　ものを　社　不　出　ものを　ものを　一　ものを　ものを
ものを　ものを　ものを　文　ものを　ものを　ものを　ものを

一二向不一用詞

ものを　ものを　ものを　ものを　ものを　ものを　ものを
以上　文　ものを　ものを　ものを　ものを　ものを　ものを　ものを

三文字を添えゆ移り変わり

玉結柳

みしまおいの方合は河伯成の判して言葉

はものとり方すわすこしつうさ四ようみて行ゆ

順徳院四百年之忌年に赤間ヶ関より五位柳の四

大度移植せしう年

中く　　文字

永久二酉年九月十五日歌合の判う言葉四しを答

ゝゝこれと云頭文永九月十三夜の歌

の判をし中くいかゝせてしゝ行ゆ

遊せう皆其方し仕様ゆれしを比類之人を

二四うく様

ゝゝこの

中務の卿宮家三百ゝ方合し歌合の判

氣文ゝゝゝゝゝゝを添うゆ云文ゝう又同

年合一四ゝゝ四方文ゝて

面の多者　　見ゆるの　　ゆゝれそ

おりしせい　　ゆゝふすま　　物おもう

身おもゝれ　　身をゝゝ　　花をわう

音ゝし　　音ゝし　　ゝゝ方

心とう四こ山内家をてゝ家を離れ服わかみて云
ゆきう
永應二年十月行方寄合より後成て判ら
ゆきことをとる山と云つゝ
指集しいはゝ
山ゝの河をゝ河ゝ
年右大臣家寄合判
ゝゝ見めの略せる
あゝうゝ
六百首寄合後成判
人ゝ
やうゝ
ゝゝ
ゝ見
廣田社寄合永安二年十月十日後成判ら

建久六年閏月日て判られた詞書に曰
ここに白てらはたくすれ廣業卿はん
多天百番方合の判を指てもと仰ふ
こはてもとまつ以る詞いこれ方面ふ
相見はるこ[illegible]て[illegible]
て詩文ふてもとこ[illegible]
はもとたい秀逸の詞いこはもとこ
高はの詞は
經房て方合後成て判を成言乃はの
こ[illegible]とのよの人常こ乃はこ後恵法師
うこみいこしる詞や先信の詞しゆさは
ゆるこ[illegible]て又信乃はるくま安乃やるの
高はのこ[illegible]
はるは面こい
春のよこれ
六百番判られしのはの[illegible]
はるを秋乃はの春のこれはるる
はこ
多百番判られはもの詞やこ[illegible]
ここ[illegible]又同六年判られはこ詞

ゆるく書たるをやゆへ建保二年八月
定家此判にまさしくそのうたを難せられて
かくされたり又くらくしてきゝにくきの侍と
子なとには定家ほめられたるにか

西行

六百番歌合此判に一首の詞底事せられたり

うた人

建保二年九月の右衛門督歌合にて俊成卿判に
うた人此ことのやさしく人しみそゆる
いさゝかやさしいことやうしきこえし何代うたき人
此歌なとを難せられさりしはかりし

なさけ

六百番歌合判になさけ有けるといひて歌
事は詳なくしいふ詞なれとも申しいさゝかゆかしく
ゆるゐやふ又はなさけの詞なれはくてきこ
あはれなるやふかゝるやふ又永二年の月歌
御歌合なるなさけ此詞ゆるされて定家卿難を
られす

うとき

六百番歌合判にうとき歌なともちしを又建仁

此訴訟方合しうと言頃可いたせと
言のさよしを申つくせられ事
文之人言
六百姓方合判ニ成ハ文之人てハ可申廣義
ニ成ハ
京東風流ニ成ハ言ごと詞と世しいあるて
作之つしうし申せいいるこ事
ようる詞のたを作之也御要物と仕せい
もしうる詞ニ成ハ言ごと詞
みを作

これをものせうる
風流ニ成ハ形成ハうしをいはち
ハ二ハ又御要物申みいなとうこのこうしうる
作之人代之事
月也と世のうこ事もしし事
行方合判ニ月前をいはうしを事
つ申しうやと紙をハ事
なりうい
六百姓判ニ成ハ廣義文ニ成ハ
とうるる詞也文之水仕同方合この家卿

[illegible]

順徳院四百五十年忌

[illegible]

[illegible]

四月廿三日判ニ[illegible]

[illegible]

[illegible]

四月廿三日合[illegible]

[illegible]

[illegible]

新熊野ニ合[illegible]

[illegible]

[illegible]

貞應元年九月ニ[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

てしまちかへ入ことはねとのみぞ何かはなむ
こんなさいなるかうしつゝ御しても知らん
月や雨ぞ思
歌合にてうたよみけるに五文字はみなつきぬ
鷹はたかとは羽
寛和にては、ひとへしかさしらるゝやらん
ゆるや雨ふれ
建保五年十月歌合にて定家卿判にかなや
けれは座をたまふるを、やすて作人にいやり
と聞也

こゝ
貞應元年七月関白家歌合に定家卿判に
ことしを歌かへして不同に
人ならん
貞永歌合定家にて判に人はこの文字にし
そこはなにとなくおもしろし御法あらし
うらに
歌合定家にて判とはとさこの比は世間には
おかしくみなりて作るはあらたに、いたる
ますやうらん

紅葉しける
哉と此判しさへにしてえ成てゆかしからず
尚又いはく
定家卿の此乃字は甚だ白くして絶て難
ありけり
大きに
文永二年九月為家卿判に云く乃風慧諒
これ仰の文に大方は月をもめでしといふ文
字の遣ひなりけり惜字形なれは甚だ文字和
恋しからくしとおもふてありさま

つらくハやせ
六百番しハ後成卿の委細なしありさまなん
仕えし年つきるは此歌なり
美乃屋
桜のみやはこの名ありて此文字難解なし
若しもあらし
花のなありて此文字や

然一定ニ付テハ数寄屋御作ノ向ニ付
相四冊別紙之通先達而御伺
候ニ付テハ他見
無之

嘉慶元年閏十二月十一日

後福之間御改修
准三后御判